

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 6 号 令和 6 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 7 号 令和 6 年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第 13 号 令和 6 年度錦帯橋管理特別会計予算

議案第 21 号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 22 号 岩国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 23 号 岩国市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 24 号 岩国市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

議案第 25 号 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第 40 号 いこいと学びの交流テラス新築電気設備工事請負契約の締結について

議案第 45 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

議案第 48 号 岩国市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

以上 10 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 2 号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める  
請願

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 6 号 令和 6 年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の総務管理費の財産管理費の公共施設等総合管理基金積立金に関し、

委員中から、積立金の必要性和今後の積立額についての質疑があり、

当局から、「本基金は、公共施設の保有量の最適化に係る事業や、計画的な保全、改修、更新等に係る事業に充当することを目的に、当初、60 億円を目標に積み立てており、積立額は、令和 5 年度末で約 21 億円の見込みとなっている。

このたび予算に計上している約 40 億円は、合併特例債のうち、合併市町村振興のための基金への積立てが可能なものを活用しており、合併特例事業に伴い廃止となった旧第一工場の解体工事のほか、同様に廃止となった旧岩国地区消防組合消防庁舎やそのほかの施設の解体等についても、ほかに有利な財源が見つからない場合には活用していきたいと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、合併特例債の発行期限及び限度額について質疑があり、当局から、「合併特例債の期限は令和7年度までとなっている。また、合併特例債のうち、事業に直接充当する場合の本市の発行可能額は、490億2,000万円となっている。当初の岩国市における計画では、発行可能額の85%を限度に合併特例債を活用することにしてしたが、合併特例債の期限が延長されたことや、普通建設事業費が増加したこと、ほかの起債と比較して非常に有利な財源であることなどにより、その制限を廃止した経緯がある。岩国市における合併特例債の発行額は、令和5年度末で約424億円であり、発行可能額は約66億円となっている」との答弁がありました。

続いて、歳入の、国有提供施設等所在市助成交付金に関し、

委員中から、「国有提供施設等所在市助成交付金は、米軍や自衛隊の施設が所在する市町村に対し、広大な面積を有する飛行場用地等の固定資産税に代わるものとして国から交付されるものであるが、試算額に比べ、あまりにも低い金額である。国の予算総額との兼ね合いがあることは理解するが、大幅な増額を求めるべきではないか」との質疑があり、

当局から、「市としても、固定資産税相当額が交付されるべきであると考えており、毎年度市長が自ら総務省に赴き、交付金の増額を要望している。また、基地を抱える市で構成する市長会や渉外知事会を通じて、国の予算の増額も要望しているところである。

約370億円の国の予算が約290の自治体に分配されるという状況の中で、これまでの現実的な取組により、平成20年に15億円程度だった岩国市への交付金が、現在は25億円程度まで増額しており、今後も引き続き、強く要望をしてまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「本予算については、従来からの基地に頼った財政運営であり、また、米軍基地の運用に関して市民の安心・安全が十分に確保されていないため、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、議案第24号 岩国市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員から議長に対して、当該議案に異存はないと決定した旨の通知がされていることを踏まえて、可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。